

松崎町国土強靱化地域計画

令和3年3月

松 崎 町

目次

第1章	はじめに.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	2
3	強靱化の意義.....	3
4	計画の期間.....	3
第2章	松崎町の特徴.....	4
1	位置と地勢・気候.....	4
2	社会的条件.....	4
3	予想される災害と地域.....	4
第3章	強靱化の基本的な考え方.....	7
1	強靱化を推進する上での基本的な方針.....	7
2	基本理念.....	8
3	基本目標と事前に備えるべき目標.....	8
第4章	脆弱性評価.....	9
1	想定するリスク.....	9
2	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	10
3	「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価.....	12
第5章	国土強靱化の推進方針.....	13
1	施策の分野.....	13
2	施策分野ごとの推進方針リスクシナリオ別推進方針.....	13
第6章	計画の推進.....	28
1	計画の推進と進捗管理.....	28
2	計画の見直し.....	28
3	プログラムの重点化.....	29
4	プログラム推進のための主要な取組.....	31
	(別紙1) プログラムごとの別脆弱性評価結果.....	33
	(別紙2) 重点プログラム推進のための主要な取組.....	52

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害が発生するたびに事後対策を繰り返すことを避けるため、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成25(2013)年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」と表記します。)が成立・施行されました。

そして、国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26(2014)年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」と表記します。)を策定し、政府一丸となった強靱な国づくりを計画的に進めてきましたが、平成28(2016)年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30(2018)年12月に強靱化基本計画の見直しを行っています。

また、静岡県においては、東海地震を前提として40年にわたり様々な地震対策事業に取り組んだことにより、概ね9割の津波対策施設の整備完了、公共施設や公立学校施設の耐震化はほぼ100%、自主防災組織の結成率や震災訓練の参加率は全国トップクラスとなっています。

加えて南海トラフ巨大地震への備えや、さらに先を見据えた、事前復興の考え方にに基づき、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進める“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」などを東日本大震災直後から取り組むとともに、平成27(2015)年4月に「静岡県国土強靱化地域計画」を策定し、令和2(2020)年に国の基本計画を踏まえた見直しを図ることで、さらなる地域の強靱化を図っています。

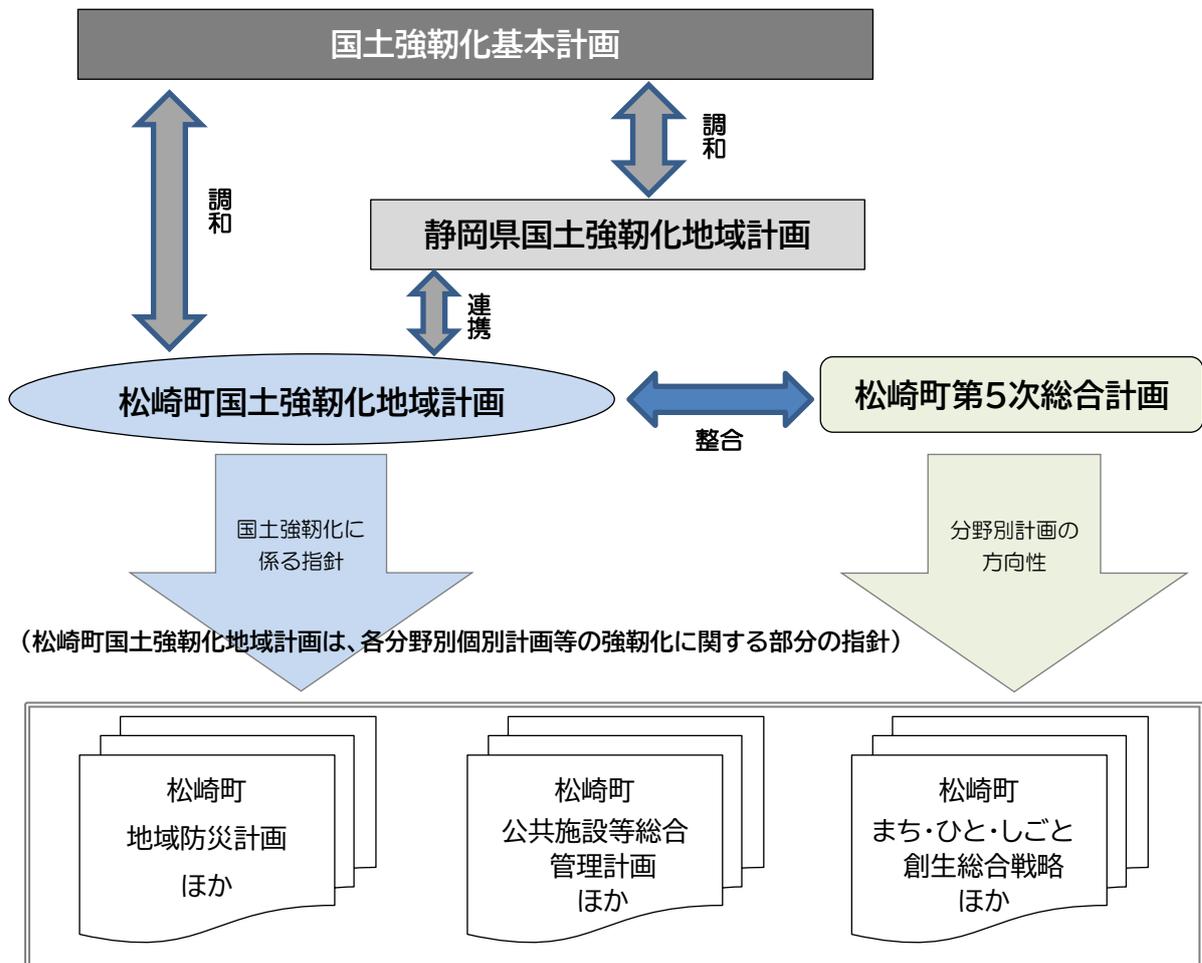
松崎町においても、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることや、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっていること等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、国、県の動きと一体となって「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくため、本町の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として「松崎町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 国の基本計画、県の地域計画及び本町の総合計画等との関係

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本町の町政運営の指針である「松崎町第5次総合計画」との整合性を図るとともに、「松崎町地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置付けます。

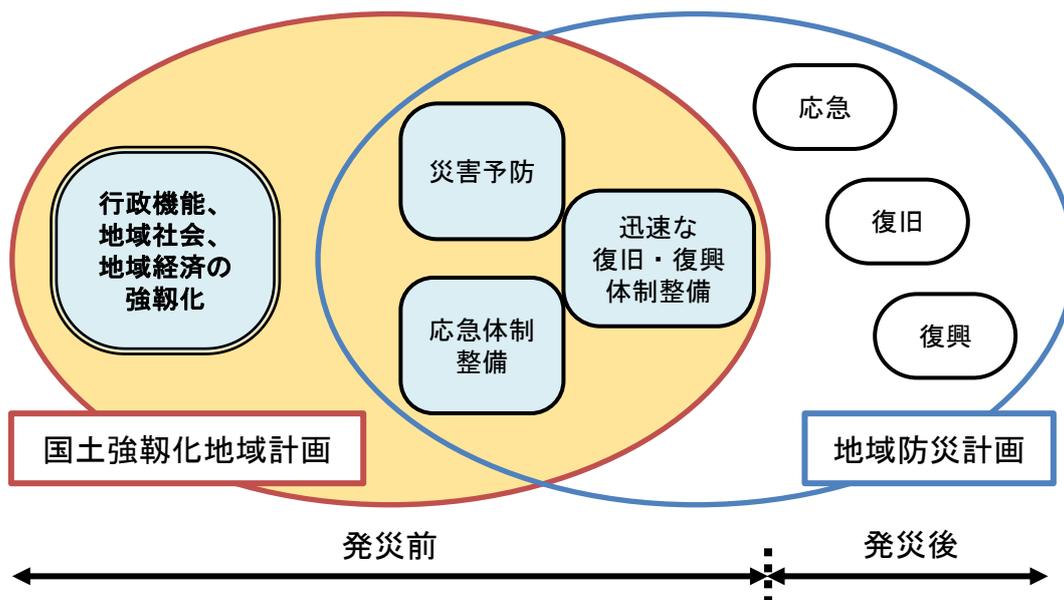
また、国土強靱化基本法第14条の規定に基づき、国の基本計画と調和を保つとともに、先行して策定された県の地域計画と調和・連携を図るものとしします。



(2) 地域防災計画との関係

本町では、災害対策基本法に基づき「松崎町地域防災計画」を策定し、風水害、地震・津波等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるよう、地域特性を考慮し行政機能や地域社会経済など地域全体としての強靱化に関する総合的な指針となっています。



3 強靱化の意義

本町において、まちの強靱化に向けた計画を推進することの意義は、次のとおりと考えます。

1. 大規模自然災害のリスク等を踏まえて、本町がまちの強靱化を総合的かつ計画的に推進することで、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものである。
2. 松崎町第5次総合計画のまちづくりの基本的な方向性の一つである「3. 防災・防犯対策が充実し安全なまちづくり」の推進を図り、まちの将来像“一人ひとりが主役となり活力とやすらぎと感動のあるまち”の実現を推進することに資するものである。
3. 本町の地方創生総合戦略「松崎に暮らすひとの喜びが 多くの人々を誘う まちづくり」の取組を推進することに資するものである。

4 計画の期間

本計画の期間は、強靱化基本計画に準拠して5年とし、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度とします。

その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとし、

ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとし、

第2章 松崎町の特性

1 位置と地勢・気候

伊豆半島西海岸の南部に位置する松崎町は、北に西伊豆町、東は河津町と下田市、南は南伊豆町に接し北・東・南の三方を天城山系に囲まれ、西は駿河湾に面しています。

町域の約80%は山林原野が占めていますが、松崎町の中央を流れる那賀川、岩科川の流域には、約500haの耕地を有する伊豆西海岸最大の平野が形成されています。

また、風光明媚な海岸線は、富士箱根伊豆国立公園区域や名勝伊豆西南海岸文化財指定地域に指定されるなど、自然豊かな景勝地が広がっています。

気候は、四季を通じて温暖な地域として知られ、年間平均気温は16℃前後となっています。12月から2月にかけては西の風が強く、10m/s前後となる日が月の半数以上となり、降雨量は月平均125mm前後で県内でも多い方となっています。

2 社会的条件

那賀川と岩科川に沿って集落が点在し、下流部の平坦地に市街地が形成されています。市街人口が53%、山間部に34%、海岸地域に13%の人口分布となっています。

町内の幹線道路は、海岸線を南北に走る国道136号と伊豆半島を横断する形で県道3路線があり、県の東部地域に繋がっています。

また、新たな海上交通の拠点として平成22(2010)年に完成した特定地域振興重要港湾まつぎき新港は、2,000tクラスのカーフェリー、旅客船等の利用が可能となっています。

3 予想される災害と地域

(1) 風水害

最近の豪雨による災害発生状況を分析した資料によると、未改修の中小河川にその被害が集中発生しています。また、今後、地域開発の進展に伴い、新しい災害も予想されます。

ア 那賀川、岩科川流域

両河川とも未改修部分が多く、降雨量が80~100mm程度になると、未改修区間において水位上昇に伴う各支川の排水不良と合わせて、内水氾濫や周辺道路の冠水等が予想され、さらに降雨が継続すると堤防からの溢水の恐れもあります。また、両河川は、感潮区間において合流していることから、降雨量によらず警戒が必要です。

那賀川流域においては、明伏、大沢地区より下流にかけ、岩科川流域においては、峰地区から下流にかけ、それぞれ浸水、冠水等の恐れがあるので注意する必要があります。

イ その他の小河川

その他、小河川における洪水の恐れは比較的少ないものの、満潮時における排水不良時による浸水、沢からの土砂の流出、鉄砲水等予期できない災害が発生することも考えられるので注意を要します。

(2) 高潮・高波

各海岸とも防潮堤等の施設は一応整備されているものの、台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい状況です。季節的には、8月から9月下旬にかけて台風の影響による高潮・高波が発生することがあり、11月下旬から3月にかけては海上を吹走する西風のため高波が発生することがあり注意を要します。

(3) 地震・津波

静岡県に著しい被害を発生させる恐れがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)や駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられます。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震があります。

東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要があります。

津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要といえます。

(4) 地すべり、山崩れ等

現在、門野地区が国の地すべり防止区域になっているのをはじめ、明伏、子浦浜、上道部等、県の急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。その他危険箇所が多くみられ、これらの地域においては、地震、豪雨等により付近の住家、農耕地、道路等に被害を与える可能性が極めて強くなっています。

(5) 火災

冬季に入ると季節風が吹き荒れ、乾燥状態が極度に達する 경우가多く、火災発生の可能性は極めて強くなっています。このため、住宅密集地、特に松崎地区及び三浦地区においては、大火災になる恐れがあるので十分な警戒が必要です。また、最近の傾向として林野火災の発生率が高いので日頃から防火運動を推進する必要があります。

(6) 原子力災害

「原子力災害」については、県内に浜岡原子力発電所があり、本町は静岡県が定めた原子力災害対策を重点的に実施すべき区域には指定されていませんが、万一の事故による放射性物質の大量流出に伴う災害対策も必要といえます。

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化を推進する上での基本的な方針

本計画では、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- ア 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- イ 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(2) 効率的な施策の推進

- ア 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- イ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ウ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進するとともに、科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図る。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- イ 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ウ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

2 基本理念

本町では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、地域の実情を踏まえ、安全・安心な生活環境の確保を図るために『一人ひとりが主役となったまちの強さとしなやかさを創造し、暮らすひとの喜びが、多くの人々を誘うまち 松崎』を基本理念とします。

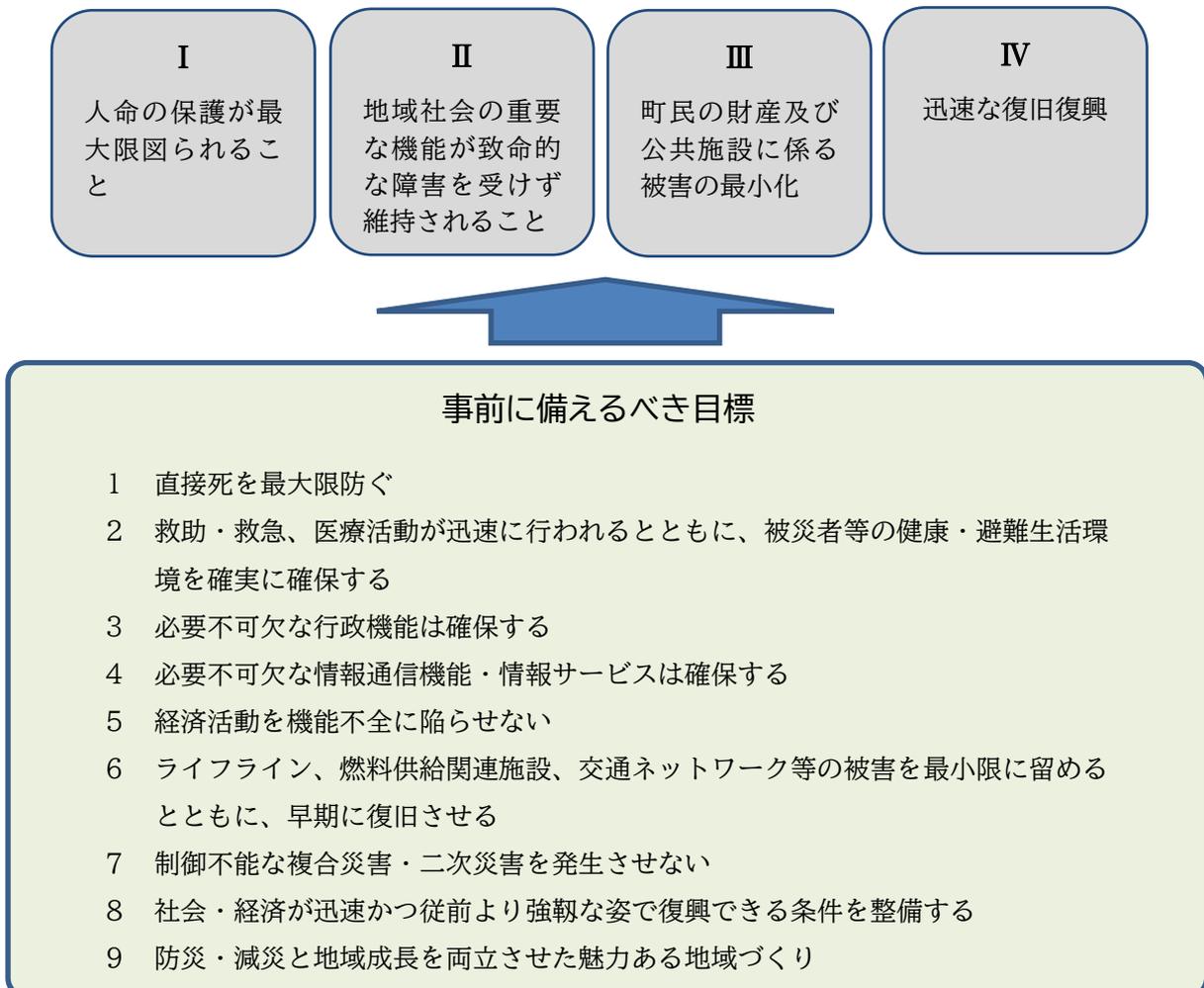
3 基本目標と事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえつつ、本町の強靱化の基本目標を次のとおりとします。

大規模な自然災害等から住民の命を最大限守ることは、基礎自治体の使命であると考えます。また、住民の生活や経済活動を持続させるために、地域の重要な機能の致命的な障害を回避し、住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化することが必要であり、さらに、仮に被災した場合においても迅速な復旧復興による日常の回復を図る必要があると考えます。

基本目標の実現に向け、達成すべきより具体的な目標として、9項目の「事前に備えるべき目標」を設定します。

基本目標



第4章 脆弱性評価

1 想定するリスク

本町の地域特性上、住民生活・地域経済に最も甚大な影響を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震・津波とともに、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、以下の大規模自然災害を想定リスクとします。

なお、常に想定外の災害の発生の可能性を念頭におくこととします。

想定するリスク

地震による災害 (南海トラフ巨大地震)	<ul style="list-style-type: none">・地震の揺れや液状化の発生による建物等の倒壊等・津波による建物の損壊や浸水等・大規模な火災の発生・交通障害、架線の切断、通信の途絶等
台風による災害	<ul style="list-style-type: none">・高潮による浸水等・大雨による河川の氾濫、がけ崩れ等・強風による家屋等の倒壊等
豪雨による災害	<ul style="list-style-type: none">・河川の氾濫による浸水等・がけ崩れ等土砂災害の発生

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町においては、想定する災害リスクから、9つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる事態として、仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる34の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を以下のとおり設定しています。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
		2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
		2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的陸上海上交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間の機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		7-2	原子力発電所の事故による原子力災害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態
		8-5	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
9	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

(1) 評価の方法等

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するために、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する施策群を「プログラム」として、各リスクシナリオにおけるプログラムごとの現状の脆弱性を別紙「プログラムごとの脆弱性評価結果」にまとめています。

(2) 脆弱性評価に基づく配慮すべき課題等

脆弱性評価の結果は別紙1のとおりですが、配慮すべき重要な課題や評価結果のポイントは次のとおりです。

評価結果のポイント

- ・本町の重要な防災拠点については立地場所を踏まえた強靱化を図るとともに、行政機能の低下が発生しないよう災害対応力の向上を図る必要があります。また、強靱化の取組を効果的に行うために、県や他の市町や企業等との連携を促進していく必要があります。
- ・町民の生命を守り日常生活を維持するために、道路や上下水道などインフラの強靱化を推進するとともに、食糧、水、電気、通信といったライフラインの確保に向けた取組を促進する必要があります。
- ・被災した場合に備えて、避難所においてより良い生活環境が確保できるようにあらゆる準備を進めるとともに、復旧・復興へのプランを事前に検討しておく必要があります。
- ・国土強靱化に資する取組は、国や県と連携を図りながら進めていますが、ソフト面での「自助」「共助」における取組について、今後もさらに進める必要があります。

第5章 国土強靱化の推進方針

1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定しています。

- (1) 行政機能/警察・消防
- (2) 地域政策、エネルギー
- (3) 危機管理
- (4) くらし・環境
- (5) 文化・観光
- (6) 健康福祉
- (7) 経済産業
- (8) 交通基盤
- (9) 教育

2 施策分野ごとの推進方針リスクシナリオ別推進方針

脆弱性評価を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組んでいきます。

(1) 行政機能/警察・消防

【 行政機能 】

○ 町の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化

災害対策本部の津波・洪水浸水区域外へ、移転等を検討し安全性を確保する。

また、行政機能を維持するために、必要な物資の備蓄や重要データのバックアップの確保等に努める。

さらに、電力の供給停止に備え、防災行政無線等の情報通信施設等、必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新、燃料の確保を進めるとともに、再生可能エネルギー等の導入の検討を行う。

○ 町の業務継続に必要な体制整備

町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備するとともに、物資の備蓄や各種データのバックアップ体制の確保等の対策を推進する。

【 消防 】

○ 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

同時多発火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化等消防体制の充実を図り、消防団員の確保・教育訓練に努める。

(2) 地域政策、エネルギー

【 地域政策 】

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する。

○ 沿岸・都市部の再生

なまこ壁通りや中瀬邸などのなまこ壁の建造物など文化・伝統的資源を活かした美しさと品格を備えた地域づくりと住民の生命・財産を守る災害対策のバランスを考慮し、景観・産業・生活に配慮したまちづくりに取り組む。

○ 内外に開かれた多中心の対流型都市圏の形成

風土や文化など松崎ならではの良さを活かすことで継続的に関わりを持つ人を増やすことにより、互いに認識し合い、将来的に交流人口や定住人口を増やし、地域の活性化の推進を図る。

○ 多彩なライフスタイルの実現

全世代を巻き込んだ地域コミュニティの多様性を尊重する地域社会の推進など地方創生を推し進め、自らの地域を自分たちの協力で守る意識の醸成、さらには地域で互いに助け合う風土の醸成を目指す。

【 エネルギー 】

○ 分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を検討する。

また、住宅をはじめ、公共施設、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する。

(3) 危機管理

【 津波避難対策 】

○ 津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

津波避難計画やハザードマップ、社会福祉施設等の避難マニュアル等を点検、見直しするとともに、津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

【 南海トラフ地震臨時情報の活用 】

○ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、突発対応を基本としつつ、社会全体としては地震に備えつつ、通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知を図る。

【 水害対策 】

○ 逃げ遅れによる被害の防止

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、的確な防災情報の提供に努めるとともに、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する。

【 災害情報集約伝達機能の強化 】

○ 災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の定期的な運用試験等により確実な運用に努める。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）やエリアメール・緊急速報メール、町メール配信システム、光BOX+、総合防災アプリ「静岡県防災」など、多様化を促進するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する。

また、地域の自主防災組織における情報伝達・収集手段の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る。

○ ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、システム研修の実施

災害時における市町や関係機関等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」によるシステム管理や関係者へのシステム研修を行う。

○ デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを活用した住民への情報提供を図る。

【 災害応急対策 】

○ 孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う。

○ ヘリコプター用備蓄燃料の確保、ヘリポートの活用に関する検証

大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う。

○ 各種実践的訓練の実施

危機対策にあたる職員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

○ 自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結している国内の自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

【 停電対策 】

○ 停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・町、電力事業者等で構成する推進連絡会を開催し、予防伐採などの手法、対象範囲や役割分担等を検討・調整の上、計画的に進める。

【 被災者支援 】

○ 救援物資受入れ体制の整備

緊急物資の受入れ体制について、定期的な検証を行うとともに、緊急物資の受入れ場所についての検討を早急に行う。

また、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連携体制を強化する。

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、指定された指定避難所及び指定緊急避難場所について随時整備するとともに、安全かつ迅速な避難のための避難路の整備、避難所となる施設の耐震化、屋内落下物・ガラス飛散防止対策や非常用電源の確保を図る。

また、余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化する。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を促進する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織

で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、避難所や道の駅、コンビニエンスストア等の各店舗において、災害情報等の提供体制を整備する。

○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水池の耐震化、緊急遮断装置の設置、公共施設等への循環型貯水槽の設置、給水車の整備など、生活水の確保と応急給水体制の確保を促進する。

○ 災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受入れるため、社会福祉協議会との連携体制の強化を図る。

○ 遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画及びマニュアルによる対応に関する整備や広域火葬体制の整備を図る。

○ 生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた各種相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につなぐ体制を整備する。

また、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険の普及促進に努める。

【 ライフラインの防災対策 】

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。

【 事業所の防災対策 】

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、避難所や道の駅、コンビニエンスストア等の各店舗において、災害情報等の提供体制を整備する。

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続

計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知により策定を促進する。

【 原子力防災対策 】

○ 原子力防災対策の推進

地震・津波災害を原因とした原子力災害が発生した場合に備え、地域住民の被ばくの低減のための原子力防災対策を推進する。

【 地域防災力の充実・強化 】

○ 防災意識の向上

町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種防災講座の開催など、防災意識の高揚を図る。

各地域で行われる防災訓練の実情を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、町防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

○ 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策

地震に備えて家具類転倒防止等の対策について、周知・啓発を促進する。
小中学校や公共施設等において、ガラスの飛散防止対策の促進を図る。

○ 緊急物資備蓄の促進

町による食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、様々な機会を捉えて、町民に対して7日以上食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄を呼びかけ、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行うことにより、必要な備蓄に努めるよう促す。

学校においても、児童生徒を保護者へ引き渡しできず学校に留まる場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を進める。

○ 地域における防災人材の育成・活用

児童生徒へ、防災への関心を高めるきっかけとして、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施することにより、次代を担う防災リーダーを育成する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○ 地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダー、ふじのくにジュニア防災士として認定された中学生・高校生、事業所、学校などの地域防災活動への参画等を促進する。

各地域で行われる防災訓練の実情を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、町防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災

意識の高揚を図る。

○ 地域の防災力の充実・強化

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

地域コミュニティにおける共助による自発的な防災活動の推進を図るとともに、地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を促進する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

○ 防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する。

(4) 暮らし・環境

【 建築・住宅 】

○ 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を活用して、住宅・建築物の耐震化を促進する。

住宅については、専門家による無料の耐震診断や耐震補強等への助成について周知・啓発活動を図り、木造住宅の耐震化を促進する。

管理が不十分な老朽空き家について、地震時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発、指導など、老朽空き家対策を推進する。

空き家バンクに登録し、移住者等による新たな利活用を図り、老朽化対策や利活用を促進する。

○ 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止

避難施設である旧小学校の体育館や文化ホールなどの天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修を促進する。

○ 避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

避難路沿い（通学路を含む）にあるブロック塀の撤去・改善に対する補助等により、倒壊の恐れがある危険なブロック塀の耐震化を促進する。

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備を推進する。

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、利用可能な公営住宅や民間の賃貸住宅等の把握に努めるなど、あらか

じめ住居の供給体制を整備しておく。

【 被災者への住宅支援 】

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、利用可能な公営住宅や民間の賃貸住宅等の把握に努めるなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく。

○ 住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討する。

【 水道施設 】

○ 水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化及び非常用電源の確保を推進する。

○ 水道の施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める。

また、配水支管に用いられていた衝撃に弱い石綿管の更新を進める。

【 災害廃棄物 】

○ 災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、町災害廃棄物処理計画については、実際の災害に対応するため、随時の見直しを促進する。

【 里山林整備 】

○ 協働による森林の多面的機能の向上

森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、地域住民、自治会等で構成する森づくりボランティア団体と連携した森林整備・保全活動等を促進する。

【 多文化共生 】

○ 外国人に対する危機管理対策

防災に関するやさしい日本語による情報発信など、災害時のコミュニケーション支援を促進する。

また、町民（外国人）の自助力・共助力を高め、適切な避難行動をとれるよう支援に努める。

(5) 文化・観光

【 文化 】

○ 文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録された建造物の耐震、防火対策を進めるとともに、美術館等に展示、収蔵されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる。

○ 文化財救済体制の構築

国等機関（文化庁、国立文化財機構）、県・町、民間の文化財関係団体、ボランティアを含めた文化財救済体制を構築する。

【 観光 】

○ 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時の観光客の避難誘導、現地からの情報発信、帰宅支援、外国人観光客への対応、復興後の観光プロモーション等を内容とする観光危機管理計画の策定に取り組む。

町、観光協会、自治会等の関係機関が連携して、観光地の防災対応力を向上させるため、観光地における危機管理の意義と重要性について、観光関係者の意識の醸成を図る。

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

(6) 健康福祉

【 医療・福祉施設機能 】

○ 学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化

児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を促進するとともに、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡すできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を促進する。耐震化が未完了の医療施設・社会福祉施設の耐震化を促進する。

【 医療救護 】

○ 医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する。

○ 平時からの予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

【被災者支援】

○ 福祉避難所の促進

幼稚園・保育園や宿泊施設を活用し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する。

また、指定避難所から福祉避難所への移送方法等について検討する。

○ 被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う。

【動物愛護】

○ 動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る。

(7) 経済産業

【事業所】

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知により策定を促進する。

【農林水産業】

○ 農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する。

○ 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時の観光客の避難誘導、現地からの情報発信、帰宅支援、外国人観光客への対応、復興後の観光プロモーション等を内容とする観光危機管理計画の策定に取り組む必要がある。

町、観光協会、自治会等の関係機関が連携して、観光地の防災対応力を向上させるため、観光地における危機管理の意義と重要性について、観光関係者の意識の醸成を図る。

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

○ 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実

な実施と荒廃した森林の再生を促進する。

また、山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する。

○ 土地改良施設の耐震対策

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい土地改良施設（基幹的農業施設、農業用ため池）の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する。

○ 食料の生産・流通等関係事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策の適切な推進を図っていく。

【 交通ネットワーク 】

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

【 津波・高潮対策 】

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等

水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるよう整備しておく。

【 地籍調査 】

○ 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

津波浸水区域など、被災地の円滑な復旧・復興を確保するためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を促進する。

【 雇用 】

○ 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、事業継続計画の策定を促進する。

(8) 交通基盤

【 交通ネットワーク 】

- 陸・海・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化
陸・海の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る。
- 緊急輸送路等の整備・耐震対策
救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認するため、安全で信頼性の高い高規格幹線道路である伊豆縦貫自動車道の未整備区間の整備や、幹線道路である国道136号、県道15号の整備の更新・修繕を促進する。
また、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。
また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう整備するとともに、適切な維持管理に努める。
- 緊急輸送路等の周辺対策
基幹的交通インフラや緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する。
また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう周辺整備するとともに、適切な維持管理に努める。
- 耐震強化岸壁の機能向上
災害時に海上から物資等の受入れが行えるよう、港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める。
漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める。
- 道路啓開体制の整備
緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。
- 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化
道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

【 津波・高潮対策 】

- 津波、高潮対策施設の整備、耐震化
地震による津波（レベルⅠの津波）に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化及び河川へ

の津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防御による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める。

【 土砂災害対策 】

○ 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

既存施設については、ストック効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努めるとともに、新規の施設等の整備については、土砂災害の発生状況を踏まえ、安全度の向上が早期に図られるよう県等に働きかけていく。

○ 土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、地域住民への危険箇所所周知、避難訓練の実施等のソフト対策を推進する。

【 水害対策 】

○ 河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、河道拡幅等の整備などの予防型対策を着実に推進する。

さらに、浸水常襲地域においては、通常満潮時でも浸水が起きてしまう箇所もあり、排水機場等の整備や適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策について、関係機関等と協力して進め、流域が一体となった治水対策を実施する。

また、気候変動や少子高齢化等の自然・社会環境の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」に努めるため、多様な整備手法の導入を図るとともに、長寿命化計画等に基づく既存施設の適切な維持管理や有効活用に取り組む。

○ 洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）の作成・公表による水害リスク情報の提供を図るとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、地域の防災力の向上を図る。

○ 水位情報の活用

大型台風の接近時や大規模水害等が発生した時の業務を的確に実施するため、土木総合防災情報システム等の拡充により、防災情報の共有化を図るとともに、関係者が連携してより確実な災害対応を行うためのタイムラインの活用に向けて、水位情報の収集に努める。

○ 河川及び洪水調整施設等の整備

広域な地盤沈下による浸水被害が予想されるため、河道拡幅などの対策を着実に進める。

また、地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能ない体制を整える。

【 都市 】

○ 復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておくなど復興事前準備の取組を推進する必要がある。

○ 避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

避難路沿い（通学路を含む）にあるブロック塀の撤去・改善に対する補助等により、倒壊の恐れがある危険なブロック塀の耐震化を促進する。

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備を推進する。

○ 下水道施設の耐震化等

大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を促進する。

【 公共事業の担い手確保 】

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、持続的な担い手の確保を図る。

(9) 教育

【 教育 】

○ 学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化

児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を促進するとともに、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡してできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を促進する。

耐震化が未完了の医療施設・社会福祉施設の耐震化を促進する。

○ 地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダー、ふじのくにジュニア防災士として認定された中学・高校生、事業所、学校などの地域防災活動への参画等を促進する。

各地域で行われる防災訓練の実情を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、町防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

○ 地域における防災人材の育成・活用

児童生徒へ、防災への関心を高めるきっかけとして、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施することにより、次代を担う防災リーダーを育成する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○ 地域の防災力の充実・強化

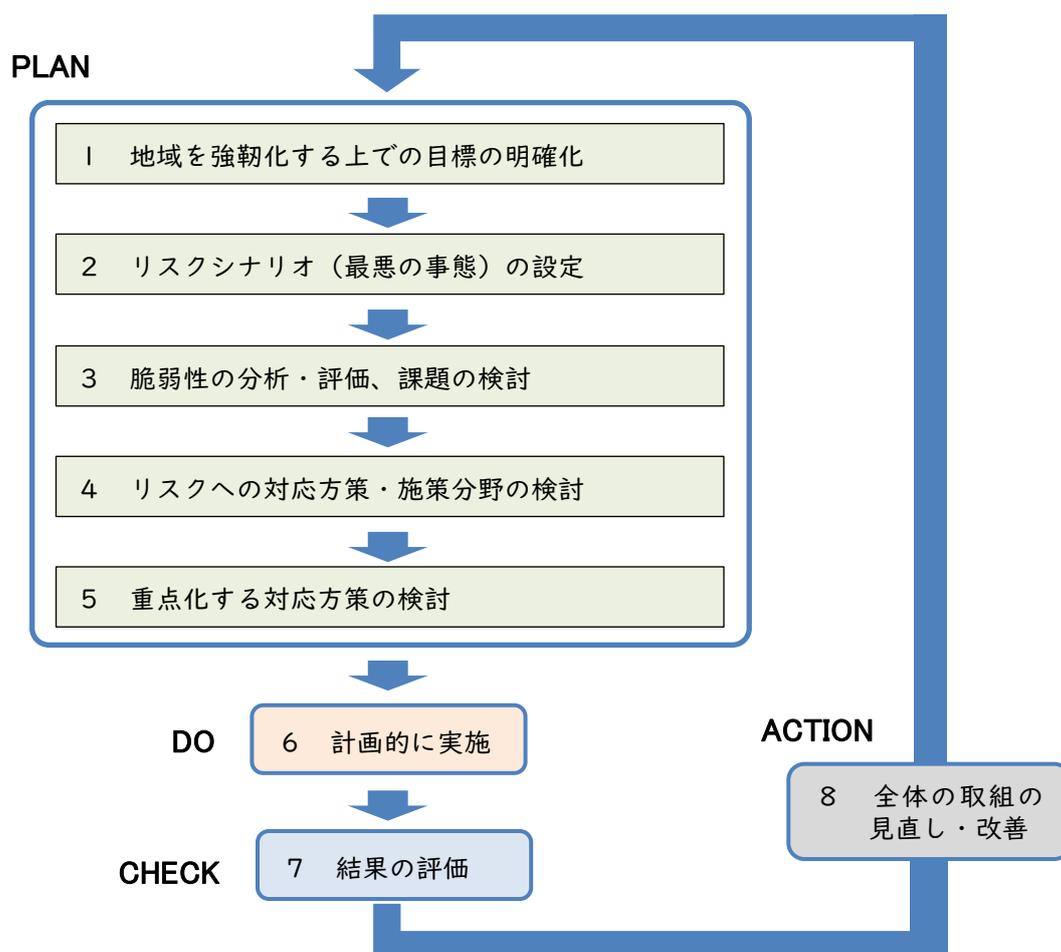
いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

地域コミュニティにおける共助による自発的な防災活動の推進を図るとともに、地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

第6章 計画の推進

1 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、各部局間の相互調整を図りながら、PDCAサイクルにより進捗管理を行います。そのために、各取組の進捗状況を適時確認し、国や県、事業者、関係機関等と連携を図り、本町における国土強靱化を効率的・効果的に推進します。予算編成や全庁横断的な体制で取り組みます。



2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や国や県の強靱化施策の取組、本町の総合計画の見直しなどを考慮しながら、適宜、見直しを行います。

なお、本計画は、他の分野別・個別計画における本町の国土強靱化に関する指針として位置付けているものですので、各計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとします。

3 プログラムの重点化

(1) 重点化の考え方

限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要といえます。

本町では、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）による被害では、人的被害における津波による死者数が約 2,900 人と想定されていることから、本計画では、国の基本計画や静岡県国土強靱化地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

また、平成 30（2018）年 9 月の北海道胆振東部地震や令和元（2019）年 9 月の台風第 15 号による広範囲・長期に及んだ大規模停電が、通信機器の途絶による情報収集や発信の遅れ、その後の復旧作業に支障を来し、住民生活に多大な影響を与えたことから、電力供給をはじめとした「住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態」に関する施策についても重点化の対象とします。

さらに、平成 28（2016）年 4 月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、住民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなっており、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

(2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、本町では次の34の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とします。

■人命の保護に直接関わる事態

1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)による多数の死傷者の発生
2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間の機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

■行政機能の大幅な低下につながる事態

3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	------------------------

4 プログラム推進のための主要な取組

本町として34項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に基づき、主要な取組に別冊「松崎町国土強靱化地域計画推進のための取組」（年次事業一覧）に整理しています。

取組内容は県の「静岡県国土強靱化地域計画推進のための取組」等に掲載されている事業を含み、今後、本計画の推進方針に基づく必要な取り組みの追加、事業の進捗状況に応じた修正等を行いながら着実な事業の推進を図ります。

(別紙 1) プログラムごとの別脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1)地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

○ 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

住宅・建築物の耐震化は、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進めることが必要である。

住宅については、高齢化の状況を踏まえ、これまで以上に、耐震化の促進に取り組む必要がある。

また、管理が不十分な老朽空き家について、除却や適正管理の指導等の対策が必要である。

○ 学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化

町立の幼小中学校の耐震化率は 100%であるが、私立の保育園や県立高校、医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

○ 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の対策

地震に備えて家具類転倒防止等の対策について、周知・啓発を促進する必要がある。小中学校や公共施設等において、ガラスの飛散防止対策の促進を図る必要がある。

○ 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止

避難施設である旧小学校の体育館や文化ホールなどの天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修を促進する必要がある。

○ 避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備と倒壊の危険性がある沿道のブロック塀の撤去・改善を促進する必要がある。

○ 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化等消防体制の充実を図るとともに、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化

地震による津波（レベル1の津波）に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化と河川への津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防御による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるよう整備しておく必要がある。

○ 津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

津波避難計画やハザードマップ、社会福祉施設等の避難マニュアル等を点検、見直しするとともに、津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る必要がある。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

○ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、突発対応を基本としつつ、社会全体としては地震に備えつつ、通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する必要がある。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知する必要がある。

1-3)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○ 河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、河道拡幅等の整備などの予防型対策を着実に推進する必要がある。

さらに、浸水常襲地域においては、通常満潮時でも浸水が起きてしまう箇所もあり、排水機場等の整備や適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策について、関係機関等と協力して進め、流域が一体となった治水対策を実施する必要がある。

また、気候変動や少子高齢化等の自然・社会環境の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」に努めるため、多様な整備手法の導入を図るとともに、長寿命化計画等に基づく既存施設の適切な維持管理や有効活用に取り組む必要がある。

○ 洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）の作成・公表による水害リスク情報の提供を図るとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、地域の防災力の向上を図る必要がある。

○ 水位情報の活用

大型台風の接近時や大規模水害等が発生した時の業務を的確に実施するため、土木総合防災情報システム等の拡充により、防災情報の共有化を図るとともに、関係者が連携してより確実な災害対応を行うためのタイムラインの活用に向けて、水位情報の収集に努める必要がある。

○ 逃げ遅れによる被害の防止

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、的確な防災情報の提供に努めるとともに、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。

○ 農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

1-4)大規模な土砂災害(深層崩壊)による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備
既存施設については、ストック効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努めるとともに、新規の施設等の整備については、土砂災害の発生状況を踏まえ、安全度の向上が早期に図られるよう県等に働きかけていく必要がある。
- 土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等のソフト対策を推進する必要がある。
- 逃げ遅れによる被害の防止(再掲)
住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、的確な防災情報の提供に努めるとともに、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。
- 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備
森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。
また、山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する必要がある。
- 協働による森林の多面的機能の向上
森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域住民、自治会等で構成する森づくりボランティア団体と連携した、森林整備・保全活動等を促進する必要がある。
- 土地改良施設の耐震対策
被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい土地改良施設（基幹的農業施設、農業用ため池）の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する必要がある。

2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

○ 緊急物資備蓄の促進

町では、大規模地震災害等に備え、食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、町民に対して様々な機会を捉えて、7日以上食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の内容や、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、必要な備蓄に努めるよう促す必要がある。

学校においても、児童生徒を保護者へ引き渡してきず学校に留まる場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を進める必要がある。

○ 救援物資受入れ体制の整備

町の広域受援計画に基づく救援物資の受入れ体制を構築する必要がある。

災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

○ 水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。

○ 停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・町、電力事業者等で構成する推進連絡会を開催し、予防伐採などの手法、対象範囲や役割分担等を検討・調整の上、計画的に進める必要がある。

2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3)警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

○ 自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結している国内の自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

○ 地域の防災力の充実・強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

脆弱性評価

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、避難所や道の駅、コンビニエンスストア等の各店舗において、災害情報等の提供体制を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価

○ 医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

○ 下水道施設の耐震化等

大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図るとともに、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 平時からの予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-8) 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生

脆弱性評価

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

○ 福祉避難所の促進

幼稚園・保育園や宿泊施設を活用し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する必要がある。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図るとともに、災害情報等を的確に提供する

必要がある。

○ 動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

○ 災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受入れるため、社会福祉協議会との連携体制の強化を図る必要がある。

○ 被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う必要がある。

○ 遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画及びマニュアルによる対応に関する整備や広域火葬体制の整備を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-9) 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

脆弱性評価

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確認するため、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路や橋梁等、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラや緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう周辺整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上

港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める必要がある。

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良(再掲)

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ ヘリポートの活用に関する検証

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1)町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

○ 町の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化

町の防災拠点である庁舎については、耐震性及び津波に対する安全性の確保を図るとともに、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新を進め、再生可能エネルギー等の導入の検討が必要である。

○ 町の業務継続に必要な体制整備

町の危機管理体制においては、町長及び防災監、防災担当の執行体制を確保し、一部職員が不在等であっても、緊急事態において迅速な意思決定ができる体制としている。

町の業務継続計画(BCP)の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

○ 各種実践的訓練の実施

危機対策にあたる職員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

- 防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保
電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。
- ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、システム研修の実施
災害時における県及び県内市町等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）」によるシステム管理や関係者へのシステム研修を行う必要がある。
- デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの運用
災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを活用した住民への情報提供を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2)災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

- 災害関連情報の伝達手段の多様化
災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の定期的な運用試験等により確実な運用に努める必要がある。
住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）やエリアメール・緊急速報メール、町メール配信システム、光BOX+など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する必要がある。
- 防災意識の向上
津波や土砂災害等による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。
このため、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するとともに、各種防災講座の開催、学校における実践的な防災教育を推進するなど、防災意識の高揚を図る必要がある。
- 地域で行われる防災訓練の充実・強化
地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練D I G、避難所運営ゲームH U G、自主防災組織災害対応訓練「イメージT

EN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用、ジュニア防災士として認定された中学生・高校生の地域の防災活動への参画等を促進する必要がある。

○ 外国人に対する危機管理対策

防災に関するやさしい日本語による情報発信など、災害時のコミュニケーション支援を図る必要がある。

また、町民（外国人）の自助力・共助力を高め、適切な避難行動をとれるよう支援する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

脆弱性評価

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画(BCP)について、静岡県BCPモデルプランの周知を図り、策定を促進する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

脆弱性評価

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化(再掲)

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 基幹的陸上海上交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止

脆弱性評価

○ 陸・海の多様なモードの連携によるネットワークの強化

陸・海の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策(再掲)

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、

橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路や橋梁等、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるように整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 緊急輸送路等の周辺対策(再掲)

基幹的交通インフラや緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるように周辺整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上(再掲)

港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める必要がある。

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良(再掲)

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 道路啓開体制の整備(再掲)

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(再掲)

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4)食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

○ 食料の生産・流通等関係事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1)電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間の機能の停止

脆弱性評価

○ 分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を検討する必要がある。

また、住宅をはじめ、公共施設、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する必要がある。

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化(再掲)

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

○ 水道の施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。また、配水支管に用いられていた衝撃に弱い石綿管の更新も進める必要がある。

○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水池の大容量化や公共施設等への循環型貯水槽の設置、給水車の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

○ 下水道施設の耐震化等(再掲)

大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図るとともに、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良(再掲)

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策(再掲)

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確認するため、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路や橋梁等、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上(再掲)

港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める必要がある。

○ 道路啓開体制の整備(再掲)

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(再掲)

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

6-5) 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

脆弱性評価

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、利用可能な公営住宅や民間の賃貸住宅等の把握に努めるなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-6)防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化(再掲)

地震による津波(レベル1の津波)に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化と河川への津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防御による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等(再掲)

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるよう整備しておく必要がある。

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1)風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価

○ 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2)原子力発電所の事故による原子力災害の発生

脆弱性評価

○ 原子力防災対策の推進

地震・津波災害を原因とした原子力災害が発生した場合に備え、地域住民の被ばくの低減のための原子力防災対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1)大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○ 災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、町災害廃棄物処理計画については、実際の災害に対応するため、随時の見直しを促進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2)貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性評価

○ 地域における防災人材の育成・活用

地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図るため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

○ 文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録された建造物の耐震、防火対策を進めるとともに、美術館等に展示、収蔵されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる必要がある。

○ 文化財救済体制の構築

地震発生直後は、行政による文化財被害の情報収集、被災文化財の救済が困難になると想定されるため、民間を含めた文化財被害の情報収集、被災文化財の救済体制を構築する必要がある。

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化(再掲)

地震による津波(レベル1の津波)に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化と河川への津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防御による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等(再掲)

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるように整備しておく必要がある。

○ 河川及び洪水調整施設等の整備

広域な地盤沈下による浸水被害が予想されるため、河道拡幅などの対策を着実に進める必要がある。

また、地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能ない体制を整えておく必要がある。

○ 農業用排水施設等の整備・補強(再掲)

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○ 復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく復興事前準備の取組を推進する必要がある。

○ 住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討しておく必要がある。

○ 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、事業継続計画の策定を促進する必要がある。

○ 生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた各種相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につなぐ体制を整備する必要がある。

また、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険の普及促進に努める必要がある。

○ 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

津波浸水区域など、被災地の円滑な復旧・復興を確保するためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を促進する必要がある。

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進(再掲)

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画(BCP)について、静岡県BCPモデルプランの周知を図り、策定を促進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-5)復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

○ 公共事業の持続的な担い手確保(再掲)

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

9-1)企業・住民の流出等による地域活力の低下

脆弱性評価

- 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり(再掲)
有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する必要がある。
- 沿岸・都市部の再生
自然災害に対し、自然・文化・伝統を基にした多くの地域資源を活かした美しさと品格を備えた地域づくりと住民の生命・財産を守る災害対策のバランスを考慮し、景観・産業・生活に配慮したまちづくりに取り組む必要があります。
- 内外に開かれた多中心の対流型都市圏の形成
風土や文化など松崎ならではの良さを活かすことで継続的に関わりを持つ人を増やすことにより、互いに認識しあい、将来的に交流人口や定住人口を増やし、地域の活性化につなげる必要があります。
- 多彩なライフスタイルの実現
全世代を巻き込んだ地域コミュニティの多様性を尊重する地域社会の推進など地方創生を推し進め、自らの地域を自分たちの協力で守る意識の醸成、さらには地域で互いに助け合う風土の醸成を目指す必要があります。

(別紙 2) 重点プログラム推進のための主要な取組

1-1)地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
住宅の耐震化率(松崎町耐震改修促進計画)	63.6%	95.0%
小中学校の耐震化率	100%	継続
町有公共建築物の耐震化率(松崎町が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト)	71.4%	85.0%
窓ガラス飛散防止対策実績	100%	継続
家具固定実績(委託:要配慮者)	92 件	130 件
家具固定実績(補助:要配慮者除く)	6 件	30 件
総合福祉センターの窓ガラス飛散防止対策実施済み	100%	継続
ブロック塀撤去・改善実績	26 力所	35 力所
津波避難路整備(町工事)	8 件 (H23~R1)	13 件
津波避難路整備(補助)	7 件 (H23~R1)	15 件
津波避難街灯整備	10 件 (H23~R1)	15 件
消防団員の確保率	88.9% (226/245:R2 年度)	90.0%

1-2)広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
合意された高さを満たす海岸堤防の整備	0 力所	取組継続
合意された高さを満たす河川(水門)の整備	1 力所	2 力所
津波避難タワー設置	1 基	3 基
津波避難計画の策定	策定済み	継続
津波ハザードマップ整備	作成済み	基準水位表記版への更新
津波災害警戒区域の指定	指定済み	継続

1-3)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
ハザードマップの作成及び配布	作成済み	継続
避難行動要支援者名簿の更新	100%	更新
避難行動要支援者の個別支援計画の作成数	100%	更新

1-4)大規模な土砂災害(深層崩壊)による多数の死傷者の発生		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
土砂災害危険区域の住民に対する訓練	1回/年(例年)	1回以上/年実施
土砂災害危険区域の住民に対する啓発 (広報誌掲載、チラシ配布)	広報誌1回/年 チラシ3回/年	広報誌1回以上/年 チラシ3回以上/年

2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
飲料水備蓄率	45.7% (17,938.47ℓ/39,250ℓ)	55.0%
食料備蓄率	69.3% (41,312食/59,630食)	80.0%
災害時応援協定締結数	40件	50件
町道等橋梁の長寿命化 3判定の解消	30カ所	解消へ向け取組継続

2-3)警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
その他自治体との災害時応援協定締結数	3件	締結促進
ふじのくに防災士登録者	6人	10人
ジュニア防災士登録者(小学校)	27人	80人
ジュニア防災士登録者(中学校)	114人	400人

2-6)医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
救護所の設営・運営訓練実績	1回/年	1回以上/年
救護所用資機材の整備(コロナ対策を含む)	整備済み	継続

2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
汚水処理人口普及率(集落排水)	100%	継続
汚水処理人口普及率(合併浄化槽)	39.9%	48.8%
予防接種の受診率(高齢者インフルエンザ)	55.0%(例年)	60.0%

2-8)劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
避難所等への発電機の整備	17基/6カ所	20基/7カ所
ソーラー発電機及び携帯蓄電池の配備	0式/0カ所	5式/5カ所
飲料水備蓄率(再掲)	45.7% (17,938.47ℓ/39,250ℓ)	55.0%
食料備蓄率(再掲)	69.3% (41,312食/59,630食)	80.0%
福祉避難所の指定	2カ所	3カ所
福祉避難所の協定	1カ所	2カ所
避難所運営訓練の実施	1回/年(例年)	1回以上/年
避難所運営リーダーの養成	0地区	5地区
災害ボランティアコーディネートの会員数	30名	40名
遺体安置に関する協定の締結	0件	7件
納体袋の備蓄	227セット	350セット
遺体処理マニュアル整備	作成済み	継続

2-9)緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
優先啓開町道の設定	3路線	5路線
ブロック塀耐震・修繕	25件	30件
災害時応援協定の締結	40件	50件
孤立予想集落(7カ所)へのヘリポートの確保	6カ所	7カ所

3-1)町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
町の防災拠点における非常電源の整備	1カ所	2カ所
業務継続計画(BCP)の策定	策定済み	継続
町職員のための備蓄	100食	2,000食
外部データセンターへ移設したシステム割合	基幹業務システム済み	継続
災害対策本部訓練の実施回数	1回/年(例年)	1回以上/年

4-1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
同報無線デジタル化整備工事による停電対策	整備済み	継続
太陽光発電を設置している公共施設の数	1カ所	2カ所
応援要請訓練	1回/年(例年)	1回以上/年
同報無線デジタル化整備工事	整備済み	継続

4-2)災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
光ボックス普及率	66世帯	80世帯
町保有の衛星携帯数	9台	継続
J-ALERT自動起動装置の整備	整備済み	継続
自主防災組織を中心とした避難所運営訓練	1回/年(例年)	1回以上/年
情報伝達訓練の実施回数	3回/年(例年)	3回以上/年

6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間の機能の停止		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
燃料供給協定締結数	0件	締結促進

6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
上水道の業務継続計画の整備	未作成	作成
基幹管路の耐震化率	30.5%	35.0%

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
汚水処理人口普及率(集落排水) (再掲)	100%	継続
汚水処理人口普及率(合併浄化槽) (再掲)	39.9%	48.8%

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態		
指 標	現 状 値 令和2(2020)年度	目 標 値 令和7(2025)年度
林道台帳の整備率	100%	継続
優先啓開町道の設定 (再掲)	3 路線	5 路線
ブロック塀耐震・修繕 (再掲)	25 件	30 件
災害時応援協定の締結 (再掲)	40 件	50 件

松崎町国土強靱化地域計画



令和3年3月
松崎町 総務課

〒410-3696

静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1

TEL 0558-42-1111 FAX 0558-42-3183

E-mail soumu@town.matuzaki.lg.jp